【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（説明書類に関する規定）

**第十八条の四**　法第六十六条の十八に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　長期信用銀行法第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十三条第一項及び第二項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】

（改正後）

（説明書類に関する規定）

**第十八条の四**　法第六十六条の十八に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　長期信用銀行法第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十三条第一項及び第二項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

（改正前）

（説明書類に関する規定）

**第十八条の四**　法第六十六条の十八に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　長期信用銀行法第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（説明書類に関する規定）

**第十八条の四**　法第六十六条の十八に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　　長期信用銀行法　第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

（改正前）

（説明書類に関する規定）

**第十八条の四**　法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（説明書類に関する規定）

**第十八条の四**　法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

（改正前）

（説明書類に関する規定）

**第十八条の四**　法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（説明書類に関する規定）

**第十八条の四**　法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項及び第二項（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）

二　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項

三　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項

五　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項

六　保険業法第百十一条第一項及び第二項

（改正前）

（新設）